

◎新潟県告示第976号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により委託している林業・木材産業改善資金の貸付けに係る公金の収納及び支払の事務について、委託している受託者の住所及び名称を次のとおり変更した。

平成24年8月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

「新潟市川端町2丁目9番地 新潟県森林組合連合会」を「新潟市西区曾和521番地3 新潟県森林組合連合会」に改める。

「新発田市中央1-4-17 さくら森林組合」を「新発田市中倉48番地2 さくら森林組合」に改める。

「魚沼市湯之谷芋川568番地 湯之谷村森林組合」を「魚沼市湯之谷芋川568番地 湯之谷地域森林組合」に改める。